

山口県報

平成18年
6月2日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

解除予定保安林(周防大島町) (森林整備課) 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件) (砂防課) 四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件) (県民生活課) 五

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課) 五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) 六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課) 七

林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課) 七

基本測量の実施(監理課) 七

公共測量の実施(二件) (監理課) 七

雑報

平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知 八

山口県告示第二百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年六月二日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市環境保健課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 社会復帰サポート美祢株式会社

住 所 東京都渋谷区神宮前二丁目五番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 美祢社会復帰促進センター

所在地 美祢市豊田前町麻生下

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類 | 構 造 | | | 使用の方法 | |
|----|------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|
| | 能 (m^3 /日) | 工 事 着 手 予 定 日 | 工 事 完 成 予 定 日 | 使 用 開 始 予 定 日 | 間 隔 時 間 の 使 用 方 法 の 変 動 の 概 要 |
| 七二 | 五三二 | 平成一八年七月一 | 平成一八年一二月三二 | 平成一九年四月一 | 連 続 二 四 時 間 変 動 な し |

備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。

山口県告示第二九九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

安林の指定を次のとおり解除する予定である。

| No. 1 排 水 口 | 排 水 口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 排出水の日当たりの量 (m ³) | | | | | | | |
|----------------------|-------------|---------------------|-----------------|---------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 浮遊物質量 (mg/l) | 大腸菌群数 (個/cm ³) | | 窒素 (mg/l) | リン (mg/l) | | | | | |
| 六・五 | 通 常 | 八・六 | 一〇 | 五 | 五〇〇 | 一〇 | 一五 | 一 | 一・五 | 通 常 | 五六〇 | 最 大 | 六二二 |

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

| 種 類 | 項 目 | 汚 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚水等の日当たりの量 (m ³) |
|--------|----------------------------|-------------------|-----|-------------------|-----|------------------------------|
| | | 処理前 | 処理後 | 通 常 | 最 大 | |
| し尿処理施設 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 六・五 | " | 八・六 | 五・八 | 四八〇 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/l) | 一〇〇 | 一〇 | 一五〇 | 一五 | 五三二 |
| 種 類 | 浮遊物質量 (mg/l) | 二五〇 | 五 | 七・五 | 五〇〇 | " |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 五〇〇 | 一〇 | 一五 | " |
| 種 類 | 窒素 (mg/l) | 七五 | 一〇 | 一五 | 一五 | " |
| | リン (mg/l) | 七・五 | 一・五 | 七・五 | 一・五 | " |

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類 | 構 造 | 能 力 (m ³ /日) | 処理の方式 | 間 隔 時間 | 使用時間 | 概 略 的 変 動 の 要 素 | 工 事 着 手 予 定 | 工 事 完 成 予 定 | 使 用 開 始 予 定 |
|---------|---------|-------------------------|---------|--------|---------|-----------------|-------------|---------------|-------------|
| 合併処理浄化槽 | コンクリート製 | 五三二 | 膜分離活性汚泥 | 連 続 | 二 四 時 間 | 変 動 な し | 平 成 一 七 八 一 | 平 成 一 二 八 三 一 | 平 成 一 四 九 一 |

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚水等の日当たりの量 (m ³) |
|-----|---------------------|-----|------------------------------|
| | 通 常 | 最 大 | |
| 七二 | 六・五 | 八・六 | 四八〇 |
| 七二 | 五・八 | 八・六 | 五三二 |

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

- 一 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字久賀字風なし四三二の五、四三二の六
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
大藤(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

| | |
|---------|--|
| 市 名 | 岩 国 市 |
| 大 字 名 | 六 呂 師 |
| 字 名 | 大 藤 |
| 地 番 | 九一五の 九〇七の二 九一一の 九一一の 二六一 二六一 九二四 九五 |
| 標 柱 番 号 | 一 二 三 四 五 六 七 八 |

- 一 区域の名称
大藤(1)の(2)地区

- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

| | |
|---------|---|
| 市 名 | 岩 国 市 |
| 大 字 名 | 六 呂 師 |
| 字 名 | 大 藤 |
| 地 番 | 九二四地先 九三六 二七四の二 二八一の二 二八一の二 二八六 九七六 九四六の地先 |
| 標 柱 番 号 | 一 二 三 四 五 六 七 八 |

- 一 区域の名称
源次郎迫(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた区域

| | |
|---------|--|
| 市 名 | 岩 国 市 |
| 大 字 名 | 小 瀬 |
| 字 名 | 宮 脇 宮 脇 宮 脇 東 中 屋 岡 浴 源 次 郎 迫 |
| 地 番 | 三四三の三 三三一 一九六 二〇八 三六八 三六七 三七〇 二一三の二 二一四 二一八 |
| 標 柱 番 号 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 |



(二九六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年七月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 岩国パソコンの会

代 表 者 の 氏 名 南部 博彦

主たる事務所の所在地 岩国市平田六丁目三七番二一四

三 定款に記載された目的

広域的にITの普及及び活用の促進に関する事業を行うとともに、まちづくりに関する情報の収集、発信等の活動を行い、豊かな地域社会の育成及び振興に寄与すること。

(二九七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年七月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ゆや棚田景観保存会

代 表 者 の 氏 名 村岡富士夫

主たる事務所の所在地 長門市油谷津黄九八一番地四

三 定款に記載された目的

一般市民に対して、長門市棚田保護条例により指定された指定区域内の棚田の景観の保全及び継承に関する事業を行い、地域の活性化を図るとともに、まちづくりの推進に寄与すること。

(二九八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年七月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 つばさ

代 表 者 の 氏 名 河村 真弓

主たる事務所の所在地 柳井市柳井三八四二番地六

三 定款に記載された目的

障害者及びその家族に対する理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営などを行い、もって障害者が安心して日常生活を送ることができるようになること。

(二九九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年六月二日から同年十月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパーセンタートリアル際波店
所在地 宇部市大字際波一四四五の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男
バ二一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男
バ二一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年一月二十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、六六〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
二八四台
- (二) 駐輪場の収容台数
三〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
一四〇平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
三一立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社トリアルカンバ二一 午前零時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成十八年五月二十二日

(三〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十八年六月二日から同年十月二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市秋穂総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 秋穂ショッピングセンター
所在地 山口市秋穂東六七四六の一
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
秋穂ショッピングセン 山口市秋穂東六七四六の一 原田 欣知
タ一協同組合
 - 三 変更に係る事項の概要
変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変更前 大谷 信夫
変更後 田中 康男
- 四 届出年月日
平成十八年五月二十二日

五 変更年月日
平成十七年五月二十五日

(三〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年一月二十日山口県公告(四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十八年六月二日から同年七月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド岩国店

所在地 岩国市麻里布町一丁目一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇二) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

登録番号

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

一一四六 谷山 一美 阿武郡阿東町大字徳佐中九 幼苗の育成及び幼苗 生産事業者の氏名及び住所に同じ。
五三三 以外の苗木の育成

(三〇三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、周南市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、美祢郡美東町及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成十八年六月十二日から平成十九年一月三十一日まで

(三〇四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業の地域

山口市矢原町

三 作業の期間

平成十八年五月二十九日から同年十二月二十七日まで

(三〇五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量（出来形確認測量）

二 作業の地域

宇部市大字小串

三 作業の期間

平成十八年六月一日から平成十九年五月三十一日まで



平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する旨の通知がありました。

平成十八年六月二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十八年十月十五日（日曜日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込書の受付の際に指定する。

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 受験申込書の提出方法

受験申込書は、郵便（簡易書留又は配達記録郵便によるものに限る。）により、山口市小郡黄金町五番一六号社団法人山口県宅地建物取引業協会本部に提出すること。

五 受験申込書の受付期間

平成十八年七月三日（月曜日）から同月三十一日（月曜日）まで（同日までの消印があるものに限る。）

六 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十八年七月三日（月曜日）午前九時三十分から同月十八日（火曜日）午後九時五十九分まで

七 受験手数料

七千円

八 その他

(一) 試験案内及び受験申込書の配布は、平成十八年七月三日（月曜日）から同月三十一日（月曜日）までの間に山口県土木建築部住宅課及び各土木事務所並びに社団法人山口県宅地建物取引業協会本部及び各支部において行う。

(二) この試験についての問合せは、社団法人山口県宅地建物取引業協会（電話〇八三一九七三―七一一）にすること。

平成十八年六月二日印刷
平成十八年六月二日発行

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）